

I. 騒音に係る環境基準の達成状況

(1) 騒音に係る環境基準の類型当てはめ状況

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域を有する市区町村は、平成26年度末において、全国の市区町村数の70.7%に当たる1,231市区町村であった(表1)。

表1 環境基準類型当てはめ状況(平成26年度末現在)

	市	区	町	村	計
全市区町村数	790	23	745	183	1,741
環境基準の地域 類型当てはめ 市区町村数	754	23	416	38	1,231
割合(%)	95.4%	100.0%	55.8%	20.8%	70.7%

(2) 一般地域における環境基準の適合状況

全国の一般地域(道路に面する地域以外の地域)における環境騒音の状況を把握するため、地方公共団体により測定された環境騒音の環境基準の適合状況について調査した(表2)。

① 環境騒音の測定実施状況

平成26年度に環境騒音の測定を実施した地方公共団体数は335市区町村(前年度355市区町村)で、環境基準の類型当てはめがなされている1,231市区町村の27.2%であった。

測定地点の総数は3,051地点(同3,174地点)であり、そのうち定点測定地点数は2,468地点(同2,608地点)で、全体の80.9%となった。ただし、定点測定地点とは、測定地点のうち継続的な変化を調査するために定期的に測定を行う地点であり、毎年度実施しているものとは限らない。

② 環境基準の適合状況

環境基準の適合状況は、地域の騒音状況をマクロに把握するために必要な地点を選定している場合と、騒音に係る問題を生じやすい地点等を選定している場合とに分けて集計を行っている。

ア 地域の騒音状況をマクロに把握するために必要な地点を選定している場合
平成26年度は、全測定地点2,733地点(前年度2,849地点)のうち84.8%(同86.6%)の地点で環境基準に適合した。

地域類型別にみた場合、A類型及びB類型地域(住居系地域)では2,014地点(同2,118地点)のうち85.2%(同86.4%)の地点で適合し、C類型地域(住居・商工業混在地域)では716地点(同721地点)のうち83.7%(同87.9%)の地点で適合した。

イ 騒音に係る問題を生じやすい地点等を選定している場合

平成26年度は、全測定地点318地点(前年度325地点)のうち74.8%(同79.7%)の地点で適合した。

地域類型別にみると、A類型及びB類型地域では213地点(同225地点)のうち72.8%(同78.7%)の地点で適合し、C類型地域では105地点(同98地点)のうち79.0%(同83.7%)の地点で適合した。

(注) この集計における環境基準の適合・不適合の判定については、原則として測定した全ての時間帯において環境基準を満たした場合を「適合」とした。

表2 一般地域における環境基準の測定及び適合状況(道路に面する地域を除く)

測定実施自治体数		全測定地点数	定点測定地点数	ア. 地域の騒音状況をマクロに把握するような地点を選定している場合				イ. 騒音に係る問題を生じやすい地点等を選定している場合			
				AA	A及びB	C	計	AA	A及びB	C	計
335	測定地点数	3,051	2,468	3	2,014	716	2,733	0	213	105	318
	適合地点数	2,555	2,055	2	1,716	599	2,317	0	155	83	238
	適合率(%)	83.7%	83.3%	66.7%	85.2%	83.7%	84.8%	-	72.8%	79.0%	74.8%

AA:特に静穏を要する地域

A:専ら住居の用に供される地域

B:主として住居の用に供される地域

C:相当数の住居と併せて商業、工場等の用に供される地域

③ 環境基準の適合状況の経年変化

平成12年度から平成26年度までの過去15カ年の環境基準の適合状況を図1に示した。平成26年度は前年度と比してやや減少したものの、長期的には概ね増加傾向にある。

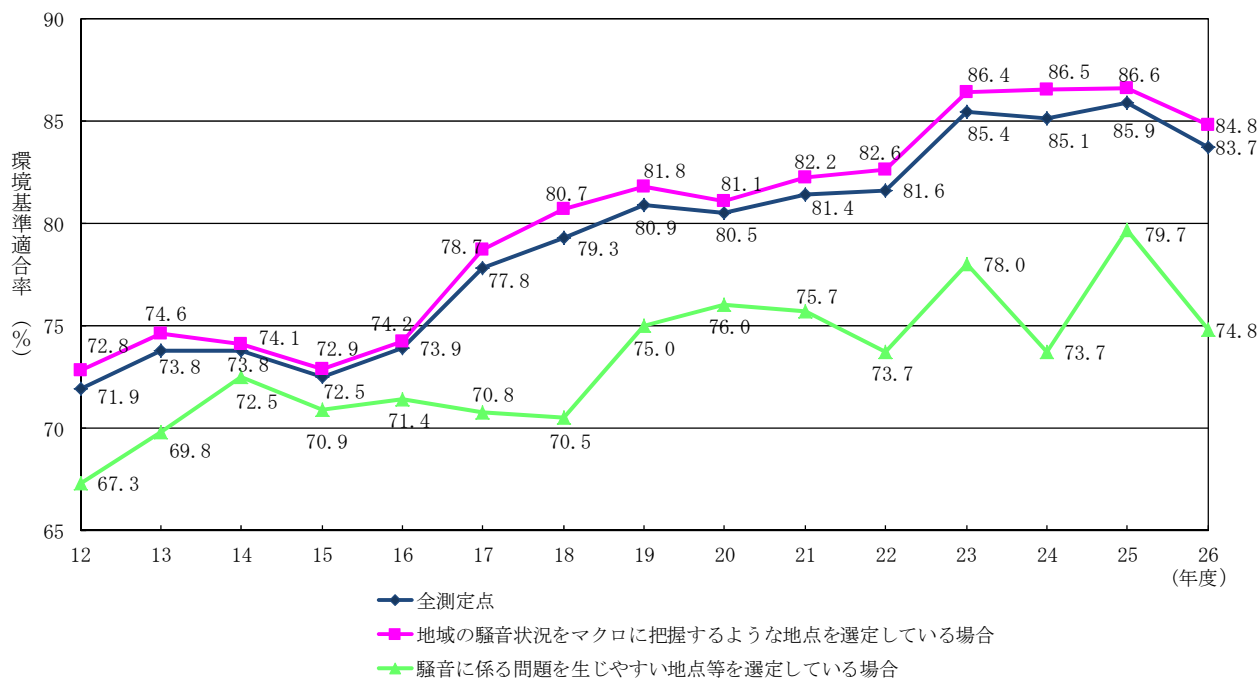


図1 過去15カ年の一般地域における環境基準適合状況

Ⅱ. 騒音に係る苦情の件数

(1) 苦情件数の推移

平成26年度に全国の地方公共団体が受理した騒音に係る苦情の件数は17,110件であった。これは、前年度(16,717件)と比べて393件(2.4%)の増加となった(図2)。

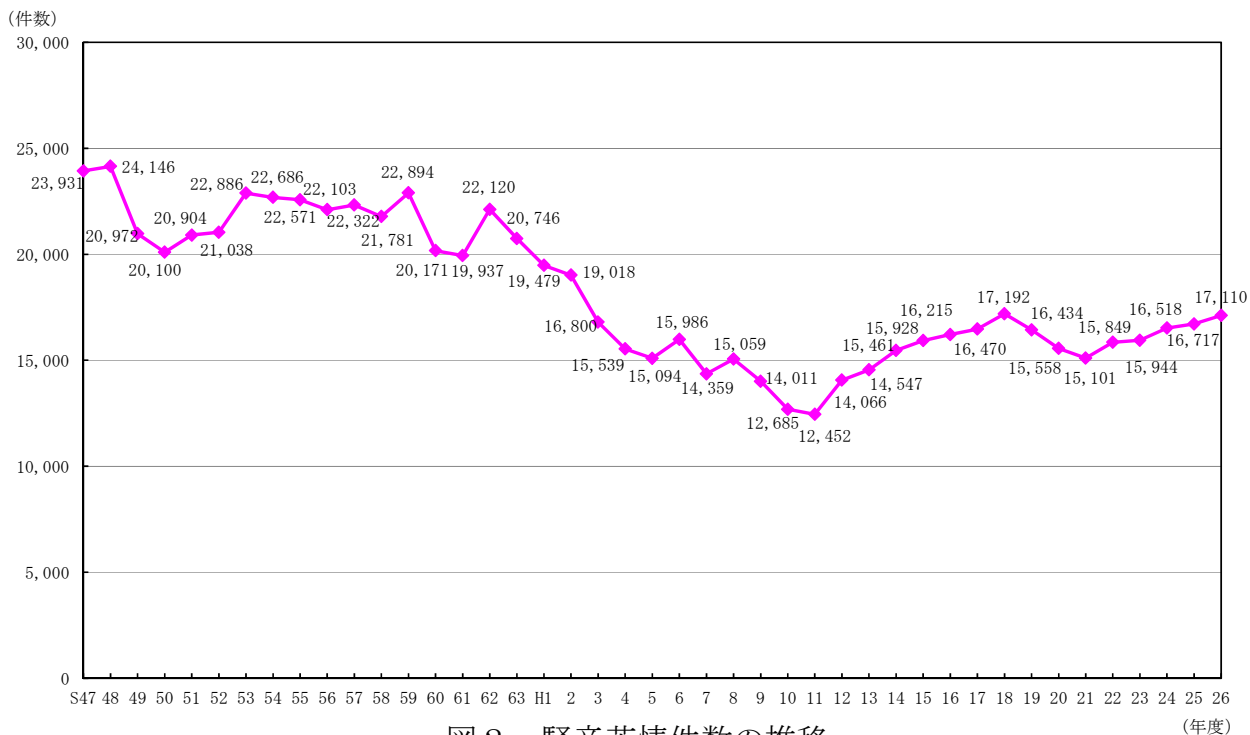


図2 騒音苦情件数の推移

(2) 発生源別の苦情件数

平成26年度の苦情件数を発生源別にみると、建設作業が5,674件(全体の33.2%)で最も多く、次いで工場・事業場が5,113件(同29.9%)、営業が1,612件(同9.4%)の順となっている(図3、図4)。

また、前年度と比較すると、工場・事業場に係る苦情が345件(7.2%)、家庭生活に係る苦情が141件(15.7%)増加したものの、建設作業に係る苦情が289件(4.8%)減少した。

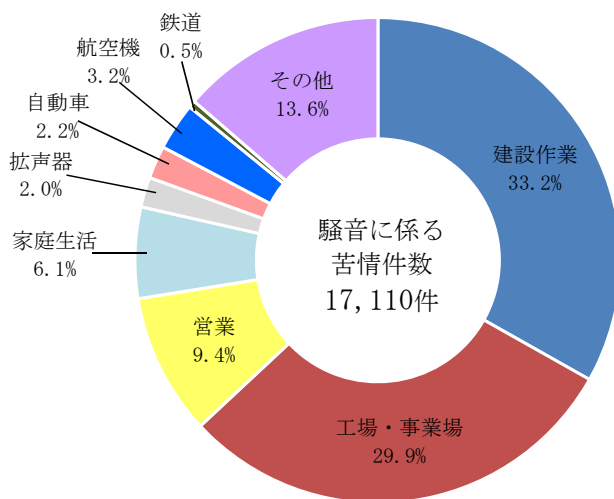


図3 苦情件数の発生源別内訳 (平成26年度)

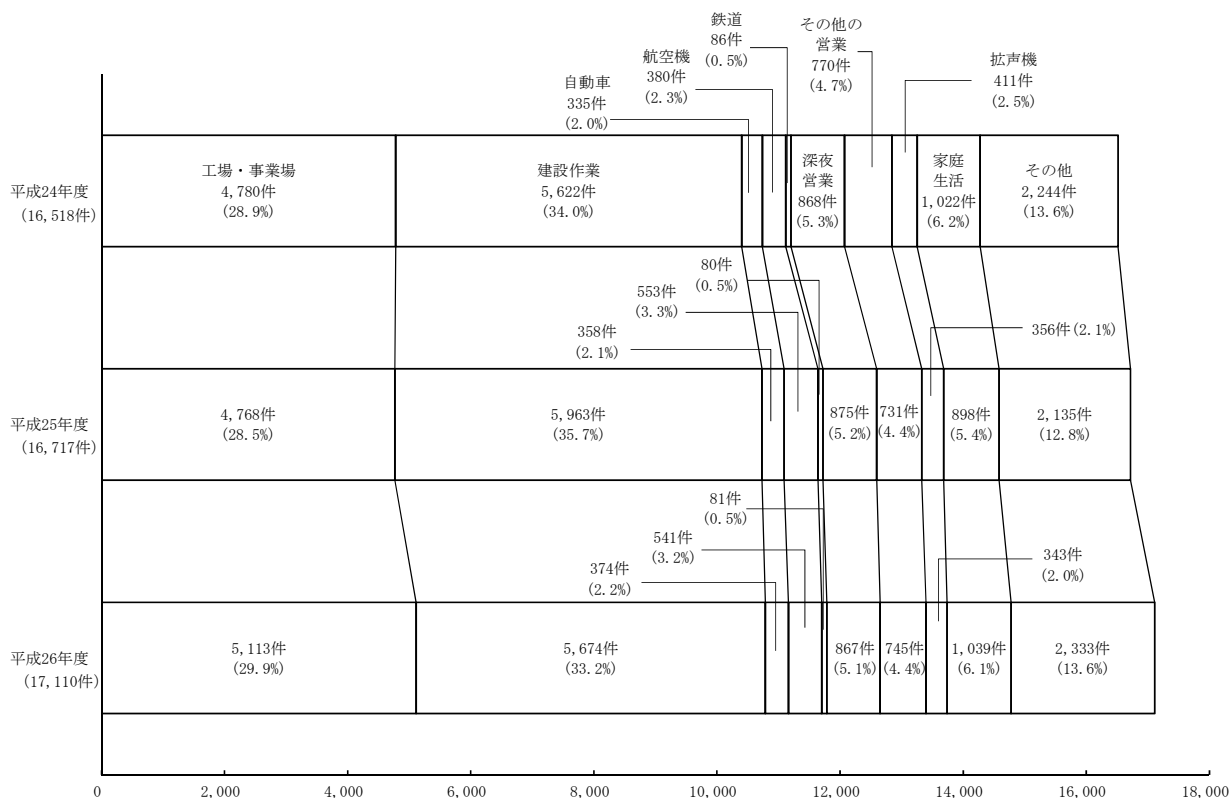


図4 過去3カ年の苦情件数の発生源別内訳

(3) 都道府県別の苦情件数

平成26年度の苦情件数を都道府県別にみると、東京都の3,529件が最も多く、次いで大阪府が1,885件、愛知県が1,511件、神奈川県が1,208件、埼玉県が1,181件となっている。騒音苦情件数の上位5都府県における合計件数が全体の54.4%に達するなど、大都市を有する地域における苦情が大きな割合を占めた。この傾向は、人口100万人当たりの苦情件数においてもほぼ同様であった(表3、表4)。

表3 都道府県別苦情件数(上位5都道府県)

	苦情件数		人口100万人当たりの苦情件数	
	都道府県	件数	都道府県	件数
1	東京都	3,529	東京都	264
2	大阪府	1,885	大阪府	214
3	愛知県	1,511	愛知県	203
4	神奈川県	1,208	埼玉県	164
5	埼玉県	1,181	千葉県	161
	全国	17,110	全国平均	135

※人口は平成26年10月1日の総務省統計局人口推計による。

表4 苦情件数の都道府県別対前年度増減状況

都道府県	平成25年度	平成26年度	増減	増減率	都道府県	平成25年度	平成26年度	増減	増減率
北海道	314	326	12	3.8%	滋賀県	124	110	△14	△11.3%
青森県	56	55	△1	△1.8%	京都府	343	374	31	9.0%
岩手県	71	70	△1	△1.4%	大阪府	1,931	1,885	△46	△2.4%
宮城県	231	246	15	6.5%	兵庫県	484	663	179	37.0%
秋田県	51	50	△1	△2.0%	奈良県	102	70	△32	△31.4%
山形県	91	69	△22	△24.2%	和歌山県	74	104	30	40.5%
福島県	119	126	7	5.9%	鳥取県	58	60	2	3.4%
茨城県	379	383	4	1.1%	島根県	31	27	△4	△12.9%
栃木県	148	185	37	25.0%	岡山県	213	209	△4	△1.9%
群馬県	210	223	13	6.2%	広島県	281	278	△3	△1.1%
埼玉県	1,138	1,181	43	3.8%	山口県	92	98	6	6.5%
千葉県	930	997	67	7.2%	徳島県	52	52	0	0.0%
東京都	3,334	3,529	195	5.8%	香川県	64	80	16	25.0%
神奈川県	1,213	1,208	△5	△0.4%	愛媛県	155	168	13	8.4%
新潟県	187	211	24	12.8%	高知県	41	35	△6	△14.6%
富山県	26	36	10	38.5%	福岡県	476	476	0	0.0%
石川県	74	90	16	21.6%	佐賀県	39	36	△3	△7.7%
福井県	65	67	2	3.1%	長崎県	113	106	△7	△6.2%
山梨県	76	74	△2	△2.6%	熊本県	133	137	4	3.0%
長野県	164	182	18	11.0%	大分県	156	149	△7	△4.5%
岐阜県	165	183	18	10.9%	宮崎県	89	128	39	43.8%
静岡県	537	455	△82	△15.3%	鹿児島県	131	123	△8	△6.1%
愛知県	1,639	1,511	△128	△7.8%	沖縄県	118	118	0	0.0%
三重県	199	167	△32	△16.1%	合計	16,717	17,110	393	2.4%

△は減少を示す。

(4) 規制対象とそれ以外の苦情件数との比較

Ⅱ (2) で示したように平成 26 年度の工場・事業場に対する苦情総数は 5,113 件であり、そのうち騒音規制法の規制対象となる指定地域内の特定工場等に対するものは、963 件 (全体の 18.8%) であった。また、建設作業に対する苦情総数 5,674 件のうち、同指定地域内の特定建設作業に対する苦情は 2,093 件 (同 36.9%) となっている (表 5)。

表 5 規制対象とそれ以外の苦情件数 (工場・事業場、建設作業)

年 度	発生源の種類	工場・事業場					建設作業				
		特定工場等		左記以外		計	特定建設作業		左記以外		計
		指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外		指定地域内	指定地域外			
平成25年度	件数	987	78	3,200	503	4,768	2,196	60	3,492	215	5,963
	%	20.7%	1.6%	67.1%	10.5%	100.0%	36.8%	1.0%	58.6%	3.6%	100.0%
平成26年度	件数	963	74	3,618	458	5,113	2,093	55	3,295	231	5,674
	%	18.8%	1.4%	70.8%	9.0%	100.0%	36.9%	1.0%	58.1%	4.1%	100.0%

(5) 低周波音に係る苦情の状況

平成 26 年度に地方公共団体が受理した低周波音に係る苦情の件数は 253 件 (前年度 239 件) であった (図 5)。

内訳をみると、工場・事業場に係るものが 72 件 (全体の 28.5%) が最も多く、次いで家庭生活に係るものが 59 件 (全体の 23.3%) の順となっている (表 6)。

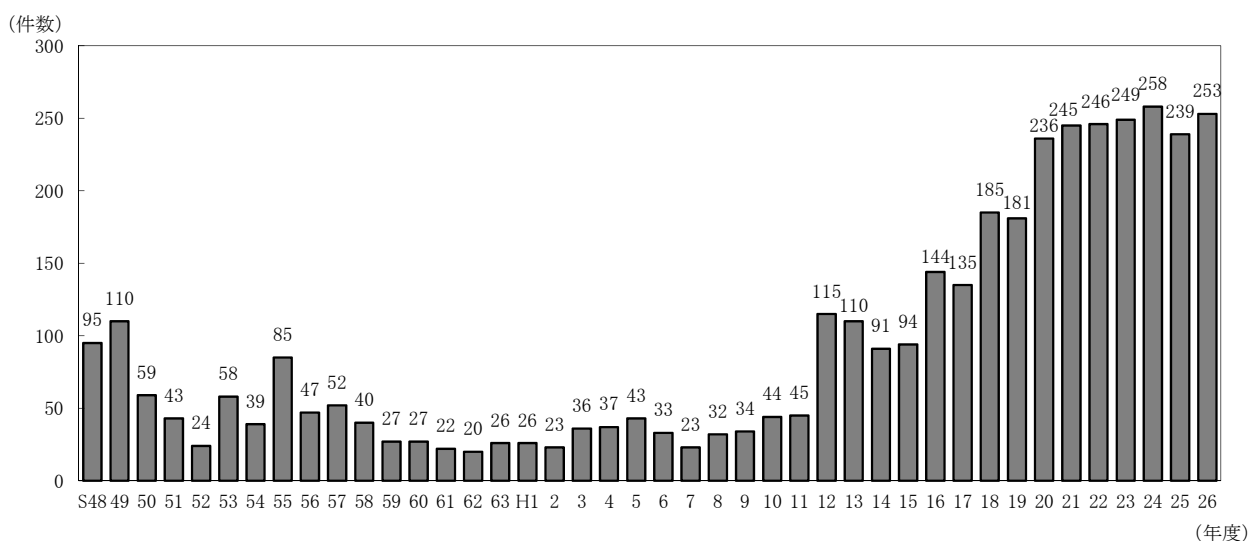


図 5 低周波音に係る苦情件数の年次推移

表 6 低周波音に係る苦情件数の内訳

発生源	年 度																			26	
	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25		
工場・事業場	12	16	19	22	21	61	52	40	45	49	54	75	72	65	65	67	83	75	67	72	28.5%
建設作業	1	1	1	0	0	2	3	1	1	6	5	10	10	7	10	10	16	8	19	11	4.3%
道路交通	2	1	1	2	1	1	1	1	3	1	1	5	0	2	3	5	1	5	3	1	0.4%
鉄 道	4	3	0	2	1	4	1	3	0	3	1	1	1	2	3	3	0	0	2	0	0.0%
家庭生活	0	0	3	7	1	20	16	20	21	21	15	20	26	43	28	46	31	36	36	59	23.3%
そ の 他	4	11	10	11	21	27	37	26	24	64	59	74	72	117	136	115	118	134	112	110	43.5%
合 計	23	32	34	44	45	115	110	91	94	144	135	185	181	236	245	246	249	258	239	253	100.0%

Ⅲ. 騒音規制法に基づく地域指定の状況及び届出件数

(1) 地域指定の状況

騒音規制法に基づき地域指定が行われている市区町村数は、平成26年度末時点で1,306市区町村（前年度1,309市区町村）であり、全国の市区町村数の75.0%（同75.1%）に相当した（表7）。

表7 騒音規制法地域指定の状況（平成26年度末現在）

	市	区	町	村	計
全市区町村数	790	23	745	183	1,741
騒音規制法地域指定	777	23	458	48	1,306
割合(%)	98.4%	100.0%	61.5%	26.2%	75.0%

(2) 特定工場等総数及び特定施設の届出数

騒音規制法に基づき届出された特定工場等の総数は、平成26年度末時点で208,907件で、前年度（211,792件）より2,885件（1.4%）減少した（表8）。また、特定施設の総数は1,518,520件で前年度（1,509,653件）より8,867件（0.6%）増加した（表9の②）。

特定工場等の内訳をみると、主な特定施設として空気圧縮機等を届け出ているものが全体の42.2%と最も多く、次いで金属加工機械が20.8%であった（表9の①）。

特定施設の届出数の内訳をみると、空気圧縮機等が全体の45.3%と最も多く、次いで織機が21.1%、金属加工機械が18.2%の順となった（表9の②）。

表8 特定工場等総数の最近の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
特定工場等総数	206,766	211,792	208,907
対前年度比 (増減率)	△ 3,181 (△ 1.5%)	5,026 (2.4%)	△ 2,885 (△ 1.4%)

△は減少を示す。

表9 法に基づく届出件数(平成26年度末現在)

①特定工場等総数			②特定施設総数		
主要な設置特定施設	総数	(%)	特定施設	総数	(%)
金属加工機械	43,460	20.8%	金属加工機械	276,982	18.2%
空気圧縮機等	88,240	42.2%	空気圧縮機等	688,441	45.3%
土石用破碎機等	4,702	2.3%	土石用破碎機等	25,487	1.7%
織機	21,668	10.4%	織機	319,737	21.1%
建設用資材製造機械	3,165	1.5%	建設用資材製造機械	4,776	0.3%
穀物用製粉機	582	0.3%	穀物用製粉機	3,535	0.2%
木材加工機械	18,834	9.0%	木材加工機械	58,331	3.8%
抄紙機	628	0.3%	抄紙機	2,048	0.1%
印刷機械	18,181	8.7%	印刷機械	67,427	4.4%
合成樹脂用射出成形機	8,184	3.9%	合成樹脂用射出成形機	64,407	4.2%
鋳造型機	1,263	0.6%	鋳造型機	7,349	0.5%
計	208,907	100.0%	計	1,518,520	100.0%

(3) 特定建設作業の実施届出件数

平成26年度中の特定建設作業実施届出件数は77,602件(前年度80,273件)であり(表10)、その内訳をみると、さく岩機を使用する作業が46,747件(同47,175件)と最も多く、次いでバックホウを使用する作業が16,324件(同17,855件)の順になっており、これらで全体の81.3%を占めた(表11)。

表10 特定建設作業届出件数の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
特定建設作業届出件数	77,304	80,273	77,602
対前年度比 (増減率)	3,500 (4.7%)	2,969 (3.8%)	△2,671 (△3.3%)

△は減少を示す。

表11 特定建設作業の届出件数

特定建設作業の種類	届出件数	(%)
くい打機等を使用する作業	3,947	5.1%
びょう打機を使用する作業	153	0.2%
さく岩機を使用する作業	46,747	60.2%
空気圧縮機を使用する作業	6,882	8.9%
コンクリートプラント等を設けて行う作業	242	0.3%
バックホウを使用する作業	16,324	21.0%
トラクターショベルを使用する作業	1,138	1.5%
ブルドーザーを使用する作業	2,169	2.8%
計	77,602	100.0%

IV. 騒音規制法に基づく措置の状況

(1) 特定工場等に対する措置等の状況

Ⅱ（４）に示すとおり、平成26年度の騒音規制法の指定地域内の特定工場等に係る苦情は963件（前年度987件）であった。

これに対して騒音規制法に基づき行われた措置は、立入検査が673件（同684件）、報告の徴収が143件（同180件）、騒音の測定が315件（同326件）であった。測定の結果、規制基準を超えていたものは185件（同180件）であり、改善勧告が3件（同1件）、改善命令は0件（同0件）であった。なお、これらの騒音規制法に基づく措置のほか、行政指導が816件（同831件）であった（表12）。

表12 指定地域内の特定工場等騒音に係る措置等の状況

	平成25年度	平成26年度
立入検査	684	673
報告の徴収	180	143
騒音の測定	326	315
（うち基準超過）	180	185
改善勧告	1	3
改善命令	0	0
行政指導	831	816
（参考）苦情件数	987	963

注) 苦情に対して騒音規制法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。

(2) 特定建設作業に対する措置等の状況

Ⅱ（４）に示すとおり、平成26年度の騒音規制法の指定地域内における特定建設作業に係る苦情は2,093件（前年度2,196件）であった。

これに対して騒音規制法に基づき行われた措置は、立入検査が1,623件（同1,624件）、報告の徴収が325件（同308件）、騒音の測定は414件（同390件）であった。測定の結果、規制基準を超えていたものは79件（同83件）であり、改善勧告及び改善命令は0件（同0件）であった。なお、これらの騒音規制法に基づく措置のほか、行政指導が1,789件（同1,898件）であった（表13）。

表13 指定地域内の特定建設作業騒音に係る措置等の状況

	平成25年度	平成26年度
立入検査	1,624	1,623
報告の徴収	308	325
騒音の測定	390	414
（うち基準超過）	83	79
改善勧告	0	0
改善命令	0	0
行政指導	1,898	1,789
（参考）苦情件数	2,196	2,093

注) 苦情に対して騒音規制法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。

(3) 道路交通騒音に対する措置等の状況

Ⅱ(4)に示すとおり、平成26年度の騒音規制法の指定地域内における道路交通騒音の苦情は268件(前年度273件)であった。

これに対して騒音規制法に基づき行われた措置は、騒音の測定が62件(同58件)行われ、その結果、要請限度を超えていたものが14件(同4件)であった。また、都道府県公安委員会に対する交通規制等の要請は0件(同0件)であり、道路管理者に対する道路の構造改善等の意見陳述が2件であった(同2件)。

なお、これらの騒音規制法に基づく措置のほか、都道府県公安委員会に対する同様の措置依頼が12件(同1件)、道路管理者に対する措置依頼が70件(同67件)であった(表14)。

このほか、公害苦情をきっかけとしていない道路管理者に対する道路の構造改善等の意見陳述が2件であった。

表14 指定地域内の道路交通騒音に係る措置等の状況

	平成25年度	平成26年度
騒音の測定	58	62
(うち要請限度超)	4	14
公安委員会への要請	0	0
道路管理者への意見 ※	2	2
要請以外の公安委員会への措置依頼	1	12
意見陳述以外の道路管理者への措置依頼	67	70
(参考)苦情件数	273	268

※)平成26年度、上記2件の他、公害苦情をきっかけとしていない意見陳述が2件行われた。

注)苦情に対して騒音規制法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。